

熊本市犯罪のない安全安心まちづくり協議会

開催日時：令和6年11月12日（火）午後2時～

開催場所：議会棟2階 予算決算委員会室

出席者：出席者名簿のとおり

会次第：1 （仮称）「熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」素案について
2 その他

《意見交換》

●：会長、○：委員、◎事務局

【意見概要】

1 （仮称）「熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」素案について

○委員

①自分の町内にゴミ屋敷が1軒と庭木が生い茂っている家屋が1軒あり、交番に相談したところ、ゴミ屋敷に関しては市役所へ、庭木については市の土木課へと案内された。地域の方々の懸念として、ゴミ屋敷は誰も住んでおらず若者がたむろする場所になってしまう恐れがあり、庭木の家屋は車が通行できないほど生い茂り、このような状態が犯罪に結びつく危険性はないのか、確認したい。

②白川公園で刃物を使って食事をする人がいたが、銃刀法違反ではないのかとの懸念があった。

◎事務局

①ゴミ屋敷に関して、基本的には所有者との協議になると認識しているところ。公道上まで危険が及ぶのであれば、道路管理者へ相談いただきたい。空き家であれば、素案の「犯罪につながる空き家の抑制」の部分で記載しており空き家対策課に相談いただきたい。庭木の件に関しても、基本は所有者との協議。

○委員

②銃刀法で一定の長さ以上の刃物の携帯は禁止されているが、正当な理由なくという前提がある。護身用という理由であれば違反になるが、キャンプ等で使用するなど、正当な理由があれば犯罪にはあたらない。不安であれば警察に相談していただきたい。その場に応じた指導やアドバイスを行う。

●会長

空き家対策に関しては仕事上関わっているが、どちらかと言えば倒壊防止や再利用との視点が中心。犯罪防止という視点が無いわけではないが、薄いと思われるため、是非連携した取り組みをお願いしたい。

○委員

①二次被害の状況について触れてあるが、「現状」の箇所において、いきなり二次被害の話になっている。まず犯罪被害者の多くは、身体的・精神的に深く傷ついて長期にわたり苦しむという状況があって、それに加えて誹謗中傷による二次被害が発生するとの補足を入れていただきたい。

②飲酒運転の根絶に向けた啓発情報の発信において、「飲酒運転防止の訴求力を高める」とあるが、訴求力という単語がわかりにくいと感じるため、抑止力といった表現に変更してはどうか。

③市民・事業者等への理解促進において、「犯罪被害者等への支援を実施するには、～」との件があるが、表現が直接的であるため、「犯罪被害者等が必要な支援を受け、一日でも早く穏やかな生活を取り戻せるためには、周囲の人の正しい理解が～」とつなげていただきたい。

④ホームページでの支援情報の提供において、「より円滑に必要な支援につなげるため、必要かつ有益な情報～」の件は、前段で「誤った情報」との表現もあるため、「必要かつ正確な情報」との表現にした方がより分かりやすいと考える。

⑤くまもと被害者支援センターへの活動支援において、「犯罪被害者等早期援助団体」との件は一般の方には分かりづらいため、用語解説に説明を追記していただきたい。

◎事務局

①～⑤今後の庁内協議やパブリックコメント等を踏まえて検討してまいる。

●会長

成果指標に関して、例えば刑法犯認知件数の考え方に関して確認したい。

◎事務局

直近3年間の傾向を踏まえ、コロナ禍や近年の犯罪情勢を鑑み設定しているところ。また、熊本市第8次総合計画と整合性を取っているもの。

●会長

では、今回の目標値は実現可能という数字であると理解してよろしいか。

◎事務局

是非実現したいと考えているところであるが、実質は高い目標値になると考えている。

◎委員

交番に電話すると現在は110番につながり、音声案内になると高齢者は断念してしまう。高齢者が相談しやすい市役所や交番の窓口が欲しいとの声が周囲から聞かれている。

○委員

音声ガイダンスについては、繋がりにくくなったとの声もあり、今回も貴重なご意見として今後の検討材料にさせていただきたい。

○委員

新聞での記事では、空き店舗が増えると治安が悪化するとの説明であったが、空き店舗の増加が治安の悪化に直結するわけではなく、目が行き届かず管理が出来ていなことが犯罪につながるため、無法地帯と思われないことが重要である。年末になり違法なポスターがあちこちに貼られており、「熊本市違反広告物簡易除去協力員証明書」を所有しているため、気が付いたものは除去しているが、個人では限界がある。しっかりとした管理を行うためにも、協力員を増やすことが重要である。

落書きに関して、ゴミ拾いは1日に2～3回の頻度で行っているが、落書きは中々消すことができず、無法地帯と思われてしまう。熊本市の防犯モデル地区推進委員会は、12/14に熊本いくに会と共に落書き除去を行う予定。

◎事務局

空き店舗に関して、管理が行き届いていない物件があるという点は把握しているところ。落書きに関しては、廃棄物計画課と情報を共有したい。

○委員

空き店舗や違法ポスターに関して、高校生ボランティアで清掃活動を行えば効率的と思われる。道具も必要であるが、一番は人数であるため、ボランティアという形で募れば良いと考える。但し、違法ポスターの除去に関して、協力員証明書等が必須であれば高校生の参加は難しいが、協力員証明書所有者が近くにいれば可能である、という場合はボランティアも可能と考えたところ。

○委員

落書きに関し、今年度から中学生は総合学習の一環で地域貢献活動が履修科目に含まれているため、中学生にもボランティア活動が必要であり、有効でもあると感じている。

●会長

委員所有の証明書はどのように取得できるものか。

○委員

校区防犯協会に取りまとめている。2年に1回の頻度で更新が必要であり、講習や研修も受講が必要。実践で除去の可否判断力を養っている。

◎事務局

都市デザイン課という部署が「違反広告物簡易除却協力員制度」を行っている。除却活動を行う団体を認定し、その会員でボランティアとして活動していただける方に、違反広告物の除却員を委任する制度で、都市デザイン課での手続きが必要。

委員のボランティア活動の件は、この協議会が目指す、横の連携を行うためにヒントになり得るもので連携の実行に向けた貴重な意見として承る。

○委員

①検証指標の中の自助・公助・共助に関し、記載の目的として、行政のみならず、市民主体となって活動を推進していくとの説明で理解はしたところであるが、分類分けが疑問である。

②協力雇用主の登録に関する広報・啓発等の活動支援に関し、少年事件を担当する際に、少年保護の会という組織や、職親の会という組織が、非行を犯した少年に対して就労先をマッチングしている。市役所が言及している協力雇用主が、どのような活動をされているのか不明であり、連携も必要であると感じているが、そもそも協力雇用主というものが市民に浸透していないと思われ、このあたりについて確認したい。

③犯罪被害等支援の市民・事業者等への理解促進において、二次被害防止に向けた広報啓発が最初に触れられているが、犯罪被害そのものについての理解が重要であるため、この点を記載いただきたい。

④検証指標に関し、防犯であれば防犯活動の参加人数、再犯であれば社明運動への参加人数が設定されているが、犯罪被害者支援に関しても、被害者支援センターで行われている出前講座への参加人数や、市が主催するシンポジウムへの参加者数等、広く一般の方に犯罪被

被害者の理解を促した数字を検証指標にいられていただきたい。

●会長

犯罪被害者等支援の検証指標において、相談件数が増えるということは、相談窓口の認知度が高まることと理解しているが、反面で、事件が増加しているとの見方もでき得る可能性もあるため、誤解を与えない様な書き方が必要と思われる。

◎事務局

自助・共助・公助の分類分けについては、出来る限り市民自らが取り組んでいただきたいとの趣旨で明示しているところ。区分については、改めて検討させていただきたい。

協力雇用主に関しては、用語解説において説明しており、当市が行う主な取組みとして、「協力雇用主の登録に関する広報・啓発等の活動支援」において、支援内容を記載しているところ。

○委員

協力雇用主に関しては、本編に「協力雇用主は、犯罪や非行をした人の自立や社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等を雇用しようとする民間の事業主です。」との説明があるが、一義的には保護観察対象者の方々と、中々仕事が見つからない方に対して、前科・前歴を把握した上で雇用されている民間の事業主、との理解で間違いない。

就職先の業種としては、主に建設・土木業が中心であるが、最近は第3次産業であるサービス業や、トラックドライバーといった職種への就職も少しずつではあるが、増え始めている。

職親や少年保護の会との関係性としては、協力雇用主の方は、職親の雇用主になっておられるケースが多い。協力雇用主が雇用しているのは少年ではなく成人が多く、職親の方は少年保護の会と連携し、少年の雇用が中心となっている。少年友の会と職親が連携して少年を雇用する際も、観察所に連絡が入り相談を受けるケースもある。

○委員

どの程度活用されているのか。

○委員

本編にある、「協力雇用主に雇用された人」の数字で確認できる。令和元年度は89人と多かったが、令和5年度は39人と大きく減少している。例えば、刑務所や少年院を出所後すぐには仕事が見つからない、といったステレオタイプの考え方では就職は困難。現在は協力雇用主よりも待遇が良い職場も多く、本人にも職業選択の自由があるため、観察所として就職先を指定することはできない。事情を分かった上で雇用される協力雇用主のもとで長く就

労し、再犯や同じ失敗を繰り返して欲しくないが、中々うまくいかない現状もある。令和4年・5年と雇用数が減ったが、今年度は少し増えている状況である。

○委員

保護観察所が所管されているということは、保護観察中の方が対象という理解でよいか。

○委員

基本的にはそのような理解で間違いはないが、更生緊急保護というものがあり、事件発生後に警察から検察庁に事件送致された際、本人に嫌疑がない場合は、保護の対象にはならない。その一方で、罰金刑や起訴猶予となり、明らかに罪を犯し嫌疑があって身柄を釈放されたといったケースにおいては、保護観察所から協力雇用主に対し、雇用を依頼する場合もある。その多くは、更生保護施設や自立準備ホームといった、集団で自立に向けた生活を行う施設を利用しているが、早く自立資金を準備したいとの理由で協力雇用主のもとで働いている。

では少年が実際に協力雇用主のもとで働いているかということ、友人からの紹介先や好待遇のところで働く等、様々であり協力雇用主への就職は少ないと理解していただいて良い。

◎事務局

自助・公助・共助に関する補足として、行政だけで行うのは限界があるため、まず市民自ら行っていただくこと等、それぞれの立場で行うことを明示することで、総合的な防犯・再犯防止・犯罪被害者等支援につながる施策の推進を目的として記載しているところ。分類については改めて検討させていただきたい。

検証指標に関しては、社明大会や出前講座への参加者は定例で開催されており、定量的に把握できることから設定しているところ。犯罪被害者支援に関する講演会などは、開催規模にばらつきがあるため、今現在は定量的に数字を把握することが困難。また、犯罪被害者支援に関する出前講座も準備が出来ていないため、まずは現在の指標で開始させていただきたい。但し、個別に成果が確認できる各施策に関しては、数字を確認していく予定である。

○委員

くまもと被害者支援センターにおいて、学校からの要望を受けて出前講座を実施されており、ある程度の回数は把握可能と思われる。熊本市は、小・中・高校にセンターが実施している出前講座の周知を図る必要があると思われるし、その参加人数を指標に加えることで裾野が広がり、被害者支援に関する理解を深めるためにも有効な方法と考える。今すぐではなくとも、将来的にはこのような指標も加えていただきたい。

◎事務局

ご指摘のとおり、周知を図り認知度を向上させることは重要と認識しているため、引き続きご意見をいただきながら実行して参りたい。

○委員

参考までに生涯学習課出前講座（講師派遣）の中に、支援センターが行う出前講座を登録しているが、現在までにここを通して依頼を受けたことはない。一方、ゆあさいどの広報啓発事業として実施している性被害に関する出前講座については申し込みが多く、手一杯の状態というのが正直なところである。

2 その他について

○委員及び事務局より犯罪被害者等支援イベントの紹介

○委員

令和7年度から13年度までの総合計画の中間見直しが実施されておりますが、長年にわたり保護司を務める中で、保護司に対して非常に進歩したのを感じる。新しい改革との思いを、様々な質問を伺いながら感じている。我々保護司としても素案にあるとおり、防犯・再犯防止・犯罪被害者等支援の連携を意識し、今までと違った保護司としての活動が必要であると感じているところ。

いかに再犯防止に繋げるか、連携しながら取り組んでいきたい。

○委員

熊本市高等学校生活指導連盟では、熊本市内の高等学校33校における生徒指導部の先生方を対象に、全加盟校研修会を実施。微力ながら犯罪被害者等支援や犯罪のない安全安心なまちづくりに貢献していきたい。